

# 申告期間は 2月16日(月)～3月16日(月) 事前準備で 税の申告に 備えよう

問い合わせ 市民税務課 ☎2128



来月から市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。平成27年1月1日現在、市内在住で申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。

## 申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 勤務先で年末調整が済んでいない方（年の途中で退職し、その後再就職していないなど）
- 土地、建物などを売却した方
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った方 など

## 申告が不要な方

- 1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方
- ※ 他に所得があれば申告が必要な場合

合があります。

- 年間収入が公的年金収入（400万円未満）のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の各種控除（医療費控除など）がない方 など

市ホームページ（所属で探す↓市民税務課）に掲載のフローチャートもご利用ください。

- ※ 申告は税額を決める手続きです。結果によっては、所得税が納付、または還付になる場合があります。その内容は平成27年度の市県民税額に反映されます。

## 申告に必要なもの

- 税務署から申告書類や案内などが届いた方は、その書類（1月下旬に発送される予定）

○ 公的年金などの源泉徴収票

○ 給与などの源泉徴収票

○ 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受けた方は、その受取通知書や支払証明書など

○ 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書

※ 人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください。

○ 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書

※ 収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください。

○ 生命保険料や地震保険料の控除証明書

○ 国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書 など

※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書（いずれも年金からの天引き分を除くものが記載）は、1月下旬に送付する予定です。

○ 国民年金保険料の控除証明書など

○ 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額が確認できるもの

○ 本人名義の口座番号の分かるもの（所得税が還付される場合は必要）

○ 印鑑 など

## 申告をしないと

- 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。

（例）医療費控除など  
○ 世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。

○ 課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができない場合があります。

## 【お知らせ】

申告日程・会場などを市広報2月号に掲載しますので確認してください。

## 廿日市税務署からのお知らせ

# 確定申告書等作成コーナー をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は… ➡ **書面で提出**

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829-21217